

農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和4年7月14日(木) 午前9時30分～午前10時25分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員(18人)

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番	小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番	加藤 三久
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸
13 番	稻田 利幹	14 番	上田 みね子	15 番	近藤 啓子
16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子
19 番	望月 広志				

4. 欠席委員(1人)

2 番 長谷 康郎

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長, 小林農地GL, 小河, 田吹
農林水産課 中野

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第4号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項 8 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 25 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 25 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 16 番大野久美子様、議席番号第 18 番豊田栄美子様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、2の37番は、譲受人は、利用農地14,867㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,126㎡ですが、現在借り受けている農地を譲り受けるため、耕作面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台、農用自動車を2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴15年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、4の41番は、譲受人は、現在利用農地はございませんが、以前から両親と共に農業を行っているため新規就農者ではございません。今回の申請地面積は511㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で合計4,509㎡申請されており、併せて5,020㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを1台所有しており、田植機、コンバインを各1台リース予定です。労働力及び技術につきましては、本人が経歴20年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の30番は、譲受人は、利用農地9,675㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,708㎡で、併せて11,383㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴40年、25年、10年、1年が各1名です。通作距離は約1kmです。必要な農作業について、年間約180日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、7の33番は、譲受人は、利用農地7,696㎡を耕作されています。今回の申請地面積は15,256㎡で、併せて22,952㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有し、農用自動車を2台、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機を各1台リースで導入予定です。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴50年が1名です。増員予定として経歴5年が6名です。通作時間は車で約50分です。必要な農作業について、年間約90日従事されています。また、地域の農地利用調整に

協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、7の40番は、譲受人は、利用農地14,444.61㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,224㎡で、併せて15,668.61㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年が1名です。通作時間は車で約4分です。必要な農作業について、年間約65日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、10の35番は、譲受人は、利用農地1,537㎡を耕作されています。今回の申請地面積は363㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で合計3,136㎡申請されており併せて5,036㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、農用自動車を各1台所有し、コンバインを1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴38年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴38年が1名です。通作距離は約1.7kmです。必要な農作業について、年間約70日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の36番は、譲受人は、利用農地447㎡を耕作されています。今回の申請地面積は917㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で合計4,410㎡申請されており併せて5,774㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各1台所有し、田植機、コンバインを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年です。通作距離は約300mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11の38番は、譲受人は、利用農地918,849.89㎡を耕作されています。今回の申請地面積は943㎡で、併せて919,792.89㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを8台、田植機を1台、乾燥機を5台、コンバインを2台、農用自動車を5台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等そ

の他常時雇用している労働力は、経歴 30 年が 1 名です。通作距離は約 800m です。必要な農作業について、年間約 230 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、12 の 39 番は、譲受人は、利用農地 8,961 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 211 m²で、併せて 9,172 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各 1 台所有し、田植機、コンバインを各 1 台リースで導入予定です。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 10 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 50 年、30 年、10 年が各 1 名です。通作時間は徒歩で約 1 分です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15 の 31 番は、譲受人は、利用農地 5,344 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 3,991 m²で、併せて 9,335 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 20 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 20 年が 1 名です。通作時間は車で約 2 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20 の 34 番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 3,659 m²ですが、この後ご審議いただきます第 5 号議案、農用地利用集積計画で合計 1,669 m²申請されており、併せて 5,328 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、コンバインを各 1 台、耕うん機を 3 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 4 年です。通作距離は約 20 k m です。必要な農作業について、年間約 100 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、21 の 32 番は、譲受人は、利用農地 6,065.84 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,016 m²で、併せて 8,081.84 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 1 名です。通作距離は約 2 k m です。必要な農作業について、年間約 90 日従事されています。

また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 12 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、6 の 28 番は、隣地で自動車販売業を営む者の駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鼓ヶ浦駅から北西へ約 520m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、7 月 8 日に現地確認を実施しています。

続きまして、12 の 33 番は、農家住宅用地の一部（増築）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 3 種農地です。判断基準は、柳駅から東へ約 300m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 300m 以内の区域に位置している為です。資金は領収書、通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 30 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、中瀬古駅から東へ約 540 m に位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 24 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約870mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の32番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南へ約800mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の34番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから南西へ約880mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20の23番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから北西へ約650mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の27番は、近隣で自動車製造業を営む者のための駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、椿地区市民センターから南西へ約1,160mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は申請地より高く土砂等の流出はない為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の35番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南東へ約430mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の36番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約810mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の37番は、この後ご審議いただきます第3号議案、農地法第5条の貸借権の22の27番と一体で農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第1種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南東へ約2,350mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上11件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、1の24番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より10年間です。通常一時転用期間は最長で3年間ですが、こちらは下部の農地をこの後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で借り受ける認定農業者が営農する営農型太陽光発電事業の為、10年までの一時転用が認められています。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから西へ約1,410mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、預金残高の写しにて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地についてはブルーベリーを栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有す

るものとして、全国で営農型太陽光発電の实地調査・影響実証を行っている法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の25番は、農業用施設用地（駐車場及び作業スペース）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地及び農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。農用地区域内農地については、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当しており、また第1種農地については、農業用施設に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は既存の追認であり問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は私設水路及び既設道路側溝へ放流します。周囲は敷地内に私設水路が設置されており、土砂等の流出はない為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の23番は、隣地の太陽光発電事業の工事のための仮設事務所及び駐車場兼資材置場用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は約7ヶ月です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鼓ヶ浦駅から北西へ約1,160mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は宅地等に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。また、農地復元計画書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。

続きまして、8の26番は、福祉施設用地（児童福祉施設）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南西へ約1,830mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、7月8日に現地確認を実施しています。

続きまして、18の21番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、井田川地区市民センターから北西へ約30mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されており、また小堤を設置する為、周辺農地へ

の支障はないと考えています。

続きまして、22 の 22 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約 550m に位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m 以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22 の 27 番は、先程ご審議いただきました第 2 号議案、農地法第 5 条の所有権の 22 の 37 番と一体で農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 1 種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南東へ約 2,350m に位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22% 以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 28 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。本件につきましては、令和 3 年 2 月 18 日付け第 10-76 号で許可いたしました事業計画区域に一部追加するものとなります。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約 1,740m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書にて確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出をします。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 8 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について

説明いたします。

庄内の2番は、太陽光パネル設置用地として令和3年2月18日付け第10-76号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンス及び土羽を設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。なお、所有権移転の買い手は認定農業者であることが要件となり、不動産取得税及び登録免許税の軽減を受けることができ、売り手も譲渡所得税の控除を受けることができます。

1 ページ目1番は、国府地区で使用貸借です。

2 ページ目2番は、庄野地区で1筆900,000円での所有権の移転です。

3 ページ目3番及び4番は、加佐登地区です。3番は、使用貸借です。4番は、5筆合計で150,000円の金納です。

4 ページ目5番から5ページ目8番は、牧田地区です。5番から7番は、使用貸借です。8番は、米35kgの物納です。

6 ページ目9番は、石薬師地区で1筆23,400円の金納です。

7 ページ目10番は、白子地区で米20kgの物納です。

8 ページ目11番は、飯野地区で米30kg相当の金納です。

9 ページ目12番及び13番は、河曲地区です。12番は、使用貸借です。13番は、米60kgの物納です。

10 ページ目14番及び15番は、一ノ宮地区で使用貸借です。

11 ページ目16番は、玉垣地区で米25kg及び米10kgの物納です。

12 ページ目17番は、井田川地区で使用貸借です。

13 ページ目18番及び19番は、久間田地区です。18番は、使用貸借です。19番は、

10,000 円の金納です。

14 ページ目 20 番及び 21 番は、椿地区で 10,000 円の金納です。

15 ページ目 22 番は、深伊沢地区で使用貸借です。

16 ページ目 23 番は、鈴峰地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項 1 から 10 につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 10 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

鈴木委員

報告事項 2 の 7-15 の合意解約ですが、現在も〇〇が耕作していますが、契約を結び直すのかどうかを確認したい。

事務局

解約通知書が手元にございませんで、状況を確認してご説明させていただきます。

議長（堀田会長）

その他別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。